

空き家改修・家財処分補助金の手引き

【対象物件】

居住を目的に建築された戸建て住宅であって、五島市空き家バンクへ登録されたもの

【対象者】

①Uターン者

- ・転入日から1年を経過していない者
 - ・これから転入しようとする者で、本補助金の実績報告書を提出する日までに転入する者
 - ・本補助金の交付を受けてから5年以上、その物件へ居住しようとする者
- ※本補助金の交付を受けた物件については、10年以上空き家バンクに登録する必要があります。

②新婚家庭(3親等以内の親族間における、賃借契約及び購入は対象外)

- ・婚姻後3年以内で、共に40歳未満の者
- ・本補助金の実績報告書を提出する日までに婚姻する男女で、共に40歳未満の者
- ・本補助金の交付を受けてから10年以上、その物件へ居住しようとする者

③空き家の所有者(売却する場合は対象外)

- ・Uターン者及び新婚家庭に空き家を賃貸しようとする者、または賃貸した日から1年を経過していない者
- ・補助金の交付を受けてから10年以上空き家バンクへ物件登録する者

【対象事業】

①空き家の改修:台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁、設備等の改修

(設備等の改修について、エコキュート設置や太陽光発電の設置については対象外になります)

②空き家の家財処分:空き家内の不要な家財道具(家具、衣類、食器、家電等)の処分場への運搬及び処分 家財処分後の住宅部分の清掃

【補助額】補助対象経費の2分の1以内の額(予算がなくなり次第、終了します。)※補助金交付決定通知後に着手

①空き家の改修

(Uターン者が改修補助金を活用する場合):上限50万円

(新婚家庭が改修補助金を活用する場合):上限100万円

(空き家の所有者が改修補助金を活用する場合):上限100万円

②空き家の家財処分 上限20万円

※補助金交付は、空き家1棟につき、それぞれ1回限りとなります。(改修と家財処分の併用可能)

※3月10日までに終わる事業が対象です。

※市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは事業所を有する法人(県内に本店を有する法人に限る。)が行う事業が対象です。

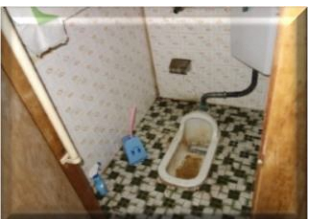
※家財処分のうち、不要な家財道具の処分場への運搬及び処分は市内の一般廃棄物収集運搬許可業者(法人にあっては、長崎県内に本店を有するものに限る。)が行うものが対象です。

※申請後に事業内容や見積金額に変更がある際は、着手前に連絡してください。場合によっては変更手続きが必要になり、事前に変更手続きをされないと、補助対象外になる可能性があります。

天井雨漏り改修



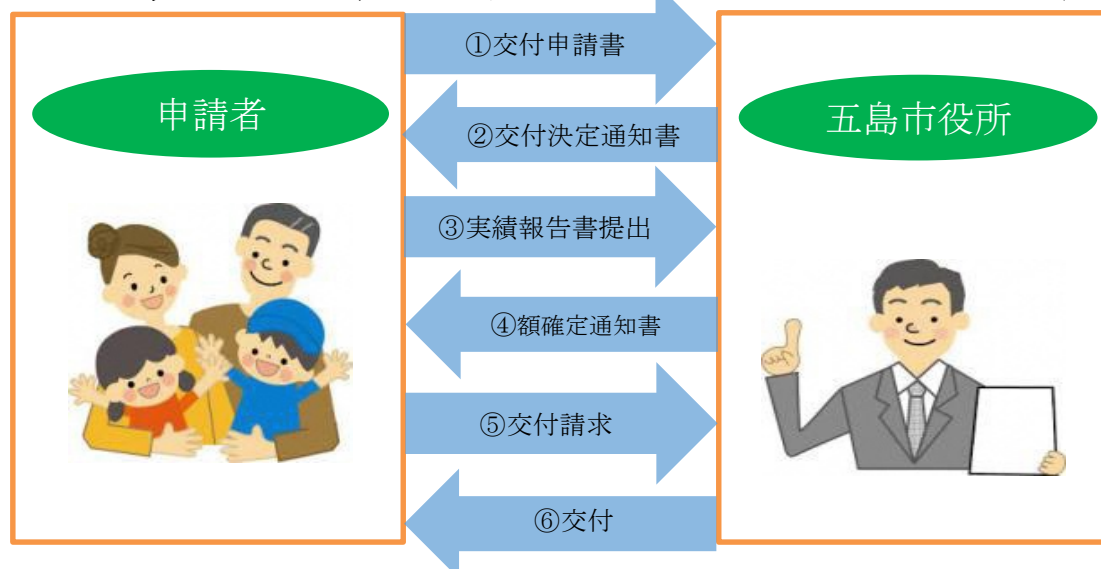
トイレ改修



【過去5年間の活用実績】

R元年度	17件	13,765千円
R 2年度	20件	14,829千円
R 3年度	22件	17,242千円
R 4年度	26件	20,278千円
R 5年度	22件	14,640千円

空き家改修・家財処分補助金交付までの流れ！



① 交付申請

・交付申請書(交付申請書は入居者、所有者及び新婚家庭者で様式が異なります。)

- (1) 事業実施計画書(様式第1号)
- (2) 承諾書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第2号の2)
- (4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 住民票の写し(空き家バンク物件に住所変更後)
- (6) 新婚家庭の夫婦であることが確認できる戸籍謄本等(婚姻前の男女を除く。)
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 補助金により改修する空き家の所有者を確認できる書類
(登記事項証明書 又は 固定資産税評価証明書)
- (9) 見積書の写し ※(2)(4)(5)については、申請者が入居者、新婚家庭者である場合に限る。
- (10) 予定箇所の写真 ※(6)については、申請者が新婚家庭者である場合に限る。
- (11) 暴力団排除に関する誓約書

※五島市補助金交付規則第5条の2の規定により、暴力団、暴力団員、社会的非難者に該当する方へは補助金の交付決定ができません。

- (12) 通帳表紙裏面(銀行名や支店名、口座番号などが記載された面)の写し



② 交付決定通知書受領後に着工してください。

※交付決定通知書の送付は、交付申請日から3週間程度要します。

③ 実績報告書提出(②交付決定通知時、必要書類を送付いたします。)

※交付申請書は入居者用と所有者用で異なります。

- (1) 事業完了証明書(様式第5号)
 - (2) 補助対象事業の成果が確認できる写真
 - (3) 住民票の写し(入居者、新婚家庭者の場合)
 - (4) 当該工事等に関する領収書又は請求書の写し
- ※事業内容の変更、また見積金額の変更がある場合は事前にご連絡ください。
※完了後1月以内又は年度末のうち早い期日までに提出願います。

⑤ 交付請求(④額確定通知時、必要書類を送付いたします。)

※額確定通知書は、市が実績報告書受領後、実績報告書の内容を確認し、速やかに送付します。
※交付請求書に記名押印のうえ、預金通帳の写しを添付し提出してください。

⑥ 交付—交付請求受領後、3週間程度で指定口座への振込にて交付いたします。

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 空き家活用促進事業補助金交付申請書

年度において空き家活用促進事業について、空き家活用促進事業補助金 円を交付されるよう五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第2号の2）
- 3 市税を滞納していないことを証する書類
- 4 本補助金により改修する空き家の所有者を確認できる書類
- 5 見積書
- 6 予定箇所の写真

所有者用

様式第 1 号（第 7 条関係）

事業実施計画書

区 分	空き家の改修 ・ 空き家の家財処分		
申 請 者	住所		
	氏名		
	所有者との関係		
	連絡先		
空き家の所在地 及び所有者	所在地		
	所有者名		
	連絡先		
施 行 業 者	所在地		
	名称		
	代表者名		
	連絡先		
物 件 所 在 地	五島市		
事 業 の 概 要	箇所、内容等	金額（単位：円）	摘要
補 助 対 象 経 費	円（消費税を含む。）		
補 助 金 申 請 額	円		
事 業 期 間	着手 年 月 日		
	完了 年 月 日		
確 認 事 項	上記事業について、国、県等の補助の有無		有・無

様式第2号の2（第7条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住所

氏名

印

誓 約 書

年度空き家活用促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けて居住を開始した日から5年以上、改修又は家財処分する空き家に居住すること（空き家を改修した場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から10年以上、空き家の家財処分を行った場合は当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上、五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱第3条第1号に規定する移住者（新婚家庭の夫婦）の要件に該当する者の居住の用に供すること）を誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が 1 に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

別紙様式 2 (別紙)

役 員 等 名 簿

[illegible]